

製造業請負事業実態調査調査票
(請負事業者用)

平成17年10月

厚生労働省

調査にあたって

1 この調査は製造業の請負事業（構内下請けに限る。）の実態を把握するためのものであり、統計以外の目的に使用したり、事業所にかかる秘密を他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのままを御記入いただきますようお願いいたします。

2 それぞれの項目について、該当する選択肢の番号を○で囲むか、必要な数値を記入してください。

なお、選択肢は特に断わりのない場合は、1つに○を付けてください。

また、〔 〕内は文章の記入欄となります。できるだけ具体的に記入してください。

3 記入が終わりましたら、同封の封筒（切手不要）で、平成17年11月18日（金）までに御返送ください。

4 調査について御不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

（連絡先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

厚生労働省職業安定局需給調整事業課 担当：田中、根本

TEL 03-5253-1111 内線5747、5827

〔用語の定義〕

(1) 請負労働者：貴事業所に雇用され、業務請負契約により、発注者の事業所で働いている者（本調査では、製造業の構内下請に従事する者をいいます。）

(2) 常用労働者：次の①から③までのいずれかに該当する労働者です。

① 期間の定めなく雇用されている者

② 一定の期間を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反復継続されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、過去1年を超える期間引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者

③ 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、②の場合と同じく、過去1年を超える期間引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者

(3) 派遣労働者：労働者派遣契約により、人材派遣会社から派遣先事業所に派遣されている者

(4) 請負事業者：業務請負契約により、他社において自社の労働者を就労させている者

(5) 発注者：業務請負契約により、自社内で他社の労働者に業務をおこなわせている者

問1 貴事業所の属性についてお答えください。

(1) 貴事業所の所在地

- | | | | | |
|--------|---------|---------|--------|---------|
| 1 北海道 | 11 埼玉県 | 21 岐阜県 | 31 鳥取県 | 41 佐賀県 |
| 2 青森県 | 12 千葉県 | 22 静岡県 | 32 島根県 | 42 長崎県 |
| 3 岩手県 | 13 東京都 | 23 愛知県 | 33 岡山県 | 43 熊本県 |
| 4 宮城県 | 14 神奈川県 | 24 三重県 | 34 広島県 | 44 大分県 |
| 5 秋田県 | 15 新潟県 | 25 滋賀県 | 35 山口県 | 45 宮崎県 |
| 6 山形県 | 16 富山県 | 26 京都府 | 36 徳島県 | 46 鹿児島県 |
| 7 福島県 | 17 石川県 | 27 大阪府 | 37 香川県 | 47 沖縄県 |
| 8 茨城県 | 18 福井県 | 28 兵庫県 | 38 愛媛県 | |
| 9 栃木県 | 19 山梨県 | 29 奈良県 | 39 高知県 | |
| 10 群馬県 | 20 長野県 | 30 和歌山県 | 40 福岡県 | |

(2) 平成17年9月1日現在で貴事業所が雇用している従業員数

生産業務に従事する請負労働者として雇用している労働者 (うち常用労働者) (うち外国人労働者)	男性 人	女性 人
	(男性 人	(女性 人)
	(男性 人	(女性 人)
生産業務に従事する請負労働者以外に雇用している労働者(常用以外の者を含みます。)	男性 人	女性 人

(3) 貴事業所が雇用している請負労働者数の年齢構成

	～20歳	21～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61歳～
総数	人	人	人	人	人	人
男性	人	人	人	人	人	人
女性	人	人	人	人	人	人

(4) 貴事業所の平成15年及び平成16年の1カ月当たりの平均売上高

① 平成15年

月平均 約 億 万円

(うち生産請負によるもの

月平均 約 億 万円)

② 平成16年

月平均 約 億 万円

(うち生産請負によるもの

月平均 約 億 万円)

(5) 貴事業所で請負事業以外にも次のような事業を行っていますか。

(あてはまるものすべてに○)

1 なし (請負事業のみ)

4 教育訓練事業

2 労働者派遣事業

5 求人・求職情報提供事業

3 職業紹介事業

6 その他〔具体的に

(6) 生産業務に従事する請負労働者の登録制度 (登録した者の中から請負業務が発生する都度雇用する制度) はありますか。

1 ある

2 ない

(問2へお進みください)

(7) ((6) であると答えた方) 平成17年9月1日現在の登録者数 (平成17年9月1日現在実際に雇用されている者を除く。)

男性 人

女性 人

(8) ((6) であると答えた方) 登録者はどのような年齢層の人が中心ですか。

1 20歳未満

4 40代

2 20代

5 50歳以上

3 30代

(9) ((6) であると答えた方) 登録制度による請負労働者を、社員に登用する制度はありますか。

1 正社員として登用する制度がある

2 嘱託、契約社員として登用する制度がある

3 制度がない

問2 業務請負契約の状況等についてお答えください。

(1) 取引先の状況

(ア) 平成16年9月1日から平成17年8月31日までの間に、貴事業所において、製造業務における請負の仕事を受注した事業所数（同一の事業所から年間複数回受注した場合も1事業所と数えてください。）

事業所

(イ) (ア)で回答いただいた事業所のうち、過去2年間、継続して受注している事業所はどれくらいを占めますか。

約 %

(ウ) 取引先の製造業の業種（主なもの3つ以内に○）

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 食料品製造業 | 13 なめし革・銅製品・毛皮製造業 |
| 2 飲料・たばこ・飼料製造業 | 14 窯業・土石製品製造業 |
| 3 繊維工業 | 15 鉄鋼業 |
| 4 衣服・その他の繊維製品製造業 | 16 非鉄金属製造業 |
| 5 木材・木製品製造業 | 17 金属製品製造業 |
| 6 家具・装備品製造業 | 18 一般機械器具製造業 |
| 7 パルプ・紙・紙加工品製造業 | 19 電気機械器具製造業 |
| 8 出版・印刷・同関連産業 | 20 輸送用機械器具製造業 |
| 9 化学工業 | 21 精密機械器具製造業 |
| 10 石油製品・石炭製品製造業 | 22 武器製造業 |
| 11 プラスチック製品製造業 | 23 その他の製造業 |
| 12 ゴム製品製造業 | 〔具体的に〕 |

(2) 平成17年9月1日現在、貴事業所において結ばれている1契約ごとの業務請負契約の平均請負契約期間

平均 年 月

(3) 平成17年9月1日現在、貴事業所において結ばれている業務請負契約の通算継続契約期間

平均 年 月

(4) 生産業務における請負業務で使用する機材等

(ア) 使用する機材等の所有者

- 1 必ず貴事業所が所有しているものを使用している→（問3へお進みください）
- 2 貴事業所が所有しているものを使用していることが多い
- 3 発注者が所有しているものを使用していることが多い
- 4 必ず発注者が所有しているものを使用している

(イ) (1 以外を回答した場合) 機材等の貸借契約の有無

	必ず している	大体 している	半々程度	あまり して いない	まったく して いない
①請負契約とは別途の貸借契約を締結し、貴事業所が使用している	→ 1	2	3	4	5
②請負契約の中で定め、貴事業所が使用している	→ 1	2	3	4	5

(ウ) ((イ) で貸借契約を結ぶことがあると回答した方 (①又は②において1～4と回答した方) に) 貸借契約を結ぶ場合の発注者への借料の支払い

- 1 借料を支払っている 2 借料を支払っているものもある 3 借料は支払っていない

問3 貴事業所と請負労働者との雇用契約についてお答えください。

(1) 現在、貴事業所が期間の定めのある雇用契約を結んでいる請負労働者のうち、過去2年間に於いて継続的に雇用している方はどれくらいを占めますか。

約 %

(2) 平成17年9月1日現在、貴事業所が請負労働者と結んでいる雇用契約 (期間の定めのある雇用契約に限ります。) の平均期間についてお答えください。

(ア) 契約期間 平均 年 か月

(イ) 通算継続契約期間 平均 年 か月

問4 生産業務に従事する請負労働者 (常用以外の労働者) に対する教育訓練の状況についてお答えください。

(1) 請負業務に係る技能の向上等を図るための教育訓練の実施

- 1 実施している 2 実施していない → (問5へお進みください)



(2) ((1) で「1 実施している」とお答えの方に)

(ア) 平成17年9月1日現在で生産業務に従事する請負労働者として雇用されている労働者 (常用以外の労働者) であって教育訓練を受けたことのある者の割合 (受講率)

%

1 貴事業所でのoff-JT	4 他の教育訓練施設への委託
2 貴事業所でのOJT	5 その他〔具体的に
3 発注者による訓練	

1 全員	3 ローテーションで行う
2 希望者全員	4 貴事業所が決定

- 1 自社に教育訓練実施に係るノウハウがない
- 2 実施すべき教育訓練の内容の把握が難しい
- 3 業務の都合で実施しにくい
- 4 コストがかかりすぎる
- 5 労働者が受講を希望しない
- 6 予定した教育訓練の効果が得られにくい
- 7 教育訓練を受けてやめてしまう人がいる
- 8 教育訓練による技能の向上を評価するノウハウがない
- 9 その他〔具体的に

(1) 事業所としての各保険への加入状況

	加入している	加入していない
(ア) 雇用保険	1	2
(イ) 健康保険	1	2
(ウ) 厚生年金保険	1	2

(2) (1)の(ア)～(ウ)で「1 加入している」を回答した方に)平成17年9月1日現在で生産業務に従事する請負労働者として雇用されている労働者の労働・社会保険の加入人数についてお答えください。

① 雇用保険

常用労働者 人 常用以外の労働者 人

② 健康保険

常用労働者 人 常用以外の労働者 人

③ 厚生年金保険

常用労働者 人 常用以外の労働者 人

問6 生産業務に従事している請負労働者の賃金の状況についてお答えください。

(1) 賃金形態(該当するものすべてに○)

(ア) 常用労働者

- 1 時間給 4 月給
2 日給 5 その他〔具体的に〕
3 週給

(イ) 常用以外の労働者

- 1 時間給 4 月給
2 日給 5 その他〔具体的に〕
3 週給

(2) 賃金額(平均額) ((イ)、(ウ)、(エ)については残業分を含めてご回答ください。)

(ア) 時給額((1)で「1 時間給」と回答した方のみお答えください。)

常用労働者 円 常用以外の労働者 円

(イ) 1日平均の賃金

常用労働者 約 万 円

常用以外の労働者 約 万 円

(ウ) 1カ月平均の賃金

常用労働者 約 万円 常用以外の労働者 約 万円

(エ) 年収(1年間の見込みでお答えください。)

常用労働者 万円 常用以外の労働者 万円

(3) 諸手当等（付与されているものすべてに○）

（ア）常用労働者

- | | | |
|----------|---------|-------------|
| 1 賞与・一時金 | 5 食事手当 | 9 職務手当 |
| 2 退職手当 | 6 住宅手当 | 10 その他〔具体的に |
| 3 通勤手当 | 7 地域手当 | 11 宿舍 |
| 4 資格手当 | 8 精皆勤手当 | 12 送迎 |
| | | 13 なし |

（イ）常用以外の労働者

- | | | |
|----------|---------|-------------|
| 1 賞与・一時金 | 5 食事手当 | 9 職務手当 |
| 2 退職手当 | 6 住宅手当 | 10 その他〔具体的に |
| 3 通勤手当 | 7 地域手当 | 11 宿舍 |
| 4 資格手当 | 8 精皆勤手当 | 12 送迎 |
| | | 13 なし |

(4) （(3)で「3 通勤手当」とお答えの方に）

通勤手当の額

（ア）常用労働者

- 1 実費相当分 2 上限以内の実費相当分 3 定額 4 賃金の一定割合

（イ）常用以外の労働者

- 1 実費相当分 2 上限以内の実費相当分 3 定額 4 賃金の一定割合

問7 生産業務に従事する請負労働者からの苦情の状況についてお答えください。

(1) 貴社には、請負労働者からの苦情を処理する仕組みがありますか。

- 1 有 2 無

(2) 過去1年間における請負労働者からの苦情件数 件

→（「0件」の場合は問8へ進んでください。）

(3) 苦情の主な内容（主なもの3つ以内に○）

- | | |
|--------------|------------------|
| 1 業務内容 | 7 人間関係 |
| 2 就業時間 | 8 セクハラ |
| 3 時間外労働、休日労働 | 9 個人情報の漏洩 |
| 4 指揮命令等 | 10 発注者からの請負契約の解除 |
| 5 安全・衛生 | 11 賃金、諸手当 |
| 6 朝礼等への出席 | 12 その他〔具体的に |

(4) 請負労働者からの苦情の発生原因

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 主に発注者にある | 3 主に請負労働者にある |
| 2 主に貴事業所にある | 4 いずれともいえない |

(5) 苦情の処理に当たる者（あてはまるものすべてに○）

- 1 貴事業所の現場の担当者（作業リーダー等）
2 貴社の人事部・総務部等の管理部門の担当者
3 発注者の従業員
4 その他（具体的に

(6) 苦情の解決方法(あてはまるものすべてに○)

- 1 貴事業所・発注者で話し合いの場を設ける
- 2 貴事業所・請負労働者で話し合いの場を設ける
- 3 貴事業所・発注者・請負労働者で話し合いの場を設ける
- 4 発注者に解決してもらう
- 5 必要に応じ行政機関等の協力を得つつ解決する
- 6 請負労働者の変更を検討する
- 7 内容により業務請負契約の解除を行う
- 8 内容により請負労働者を解雇する
- 9 その他〔具体的に

(7) 苦情の解決状況

- 1 すべてが解決 → (問 8 へお進みください)
- 2 90%程度解決
- 3 70~80%程度解決
- 4 50~70%程度解決
- 5 50%未満解決

(8) 解決にいたらない理由(あてはまるものすべてに○)

- 1 発注者が問題解決に消極的である
- 2 発注者の担当者が問題解決に消極的である
- 3 発注者が業務請負を理解していない
- 4 請負労働者が業務請負を理解していない
- 5 貴事業所と発注者の関係が円滑でない
- 6 苦情の合理性に欠けている
- 7 その他〔具体的に〕

問 8 生産業務の請負の発注者とのトラブルの状況についてお答えください。

- (1) 平成16年9月1日から平成17年8月31日までの間において発注者から業務請負契約を中途解除されたことや、請負期間中に当該請負業務が大幅に減少したことがありますか。

1 有

2 無 → (5) へお進みください

- (2) 中途解除や請負期間中の業務量の大幅な減少は過去1年間でどれくらいありましたか。

--	--

 件

- (3) 発注者から業務請負契約が中途解除されたことや請負期間中の大幅な業務量の減少があった理由(主なもの3つ以内に○)

- 1 請負労働者の知識・技術が発注者の要望と異なっていたため
- 2 請負労働者の勤務状況に問題があったため
- 3 請負労働者と発注者の他の労働者との人間関係に問題があったため
- 4 発注者の事業計画の急な変更・中止等があったため
- 5 発注者に請負労働者から苦情の申出があったため
- 6 その他〔具体的に _____ 〕

- (4) 発注者からの業務請負契約の中途解除や請負期間中の大幅な業務量減少の原因

- 1 主に発注者にある
- 2 主に貴事業所にある

- (5) 中途解除や請負契約期間中における大幅な業務量の減少に対し、請負料金の支払いについて、発注者との契約による定めがありますか。

- 1 有
- 2 無

- (6) 中途解除や請負契約期間中に大幅な業務量の減少があった場合の支払い方法はどのようになっていますか。(契約がある場合は契約で定める支払い方法、契約がない場合は、実際に行っている支払方法をお答え下さい。)

- 1 発注者が全額を負担する
- 2 一定期間前に通告があった場合、貴事業所が一部を負担する
- 3 発注者、貴事業所の両方で負担し合う
- 4 貴事業所が全額負担する

- (7) 中途解除や業務量の大幅な減少があった場合の請負労働者への対応

(あてはまるものすべてに○)

- 1 新たな就業機会を提供した
- 2 雇用契約の終了まで休業手当を支給した
- 3 解雇した
- 4 新たな就業機会の確保が困難であることからやむを得ず解雇した
- 5 その他〔具体的に _____ 〕

問 9 生産業務に従事する請負労働者の雇用管理の状況についてお答えください。

(1) 労働者名簿の作成状況

1 有

2 無

(2) 請負労働者に係る就業規則の有無

1 有

2 無

(3) 3 6 協定の有無

1 有

2 無

(4) 業務請負の責任者

(ア) 業務請負についての現場責任者の有無

1

すべての現場に
責任者がいる

2

一部の現場に責任者を置き、
その者が他の現場を巡回している

3

責任者は置いていない

(5) へお進み
ください

(イ) 責任者の業務内容（あてはまるものすべてに○）

- 1 請負現場における請負労働者の雇用管理
- 2 請負現場における請負労働者の業務の指揮命令
- 3 発注者との請負契約の締結
- 4 請負労働者の苦情相談対応
- 5 発注者の請負業務にかかる要望の把握
- 6 その他〔具体的に

(5) 請負労働者の安全衛生管理体制（それぞれあてはまるもの1つに○）

	実施している	実施して いない	該当する労働 者がいない
(ア) 雇入れ時の健康診断	1	2	3
(イ) 深夜勤務者に対する健康診断	1	2	3
(ウ) 雇入れ時の安全衛生教育	1	2	3
(エ) 作業内容変更時の安全衛生教育	1	2	3
(オ) 職長教育	1	2	3
(カ) 安全委員会の設置	1	2	3

問10 指揮命令等についてお答えください。

(1) 貴事業所の請負労働者は、発注者の職場で、誰から指揮命令を受けていますか。

	必ず 受けて いる	大体 受けて いる	半々程度	あまり 受けて いない	受けて いない	該当する 者が いない
(7) 貴事業所の作業リーダー等の現場管理者	1	2	3	4	5	6
(4) 発注者の現場担当者	1	2	3	4	5	6
(5) 他の請負会社の作業リーダー等の現場管理者	1	2	3	4	5	6

(2) 発注者からの指示の伝達や労働者への指揮命令について次のような問題がありますか。
(該当するものすべてに○)

- 1 発注者からの指示が現場にうまく伝わらないことがある
- 2 貴事業所に出された指示が現場で出される指示と異なることがある
- 3 発注者から現場で出される指示が、貴事業所の現場責任者には通知されないことがある
- 4 その他〔具体的に 〕
- 5 特に問題はない

(3) 請負を行う際に注意している点（あてはまるものすべてに○）

- 1 発注者の労働者と混在せずに業務を処理するようにしている
- 2 業務を処理する労働者の人数を貴事業所が自ら決定している
- 3 貴事業所が自ら仕事の割付を行っている
- 4 業務の処理に対する指導を貴事業所が自ら行っている
- 5 貴事業所が自ら業務時間の把握を行っている
- 6 業務の処理のための機材等を貴事業所が自らの責任と負担で調達している
- 7 機材等を発注者から借り入れた場合等は、別個の双務契約を締結している
- 8 その他〔具体的に 〕
- 9 特に注意している点はない

問11(1) (ア) 今後、貴事業所は物の製造業務へ労働者派遣を行いたいですか。

1 行いたい	2 行っている	3 行いたくない
(イ) 行いたい、もしくは行っている理由		(ウ) 行いたくない理由
1 ラインの一部等に少人数の増員が必要となったときに迅速に対応できるから		1 労働者派遣事業の許可・届出を取得しないといけないため
2 労働者に直接指揮命令してもらえるから		2 コストが高くなると思われるため
3 機械、設備等を借りる必要がないから		3 派遣期間の制限があるため
4 派遣先にも使用責任があるから		4 派遣元としての派遣法上の責任が生じるため
5 市場のニーズが高いから		5 発注者が請負を希望しているから
6 発注者が派遣を希望しているから		6 その他〔具体的に 〕
7 ビジネスチャンスが拡大するから		
8 その他〔具体的に 〕		

(2) 貴事業所が現在請負で行っている業務を労働者派遣の形態で実施する場合

- 1 すべて派遣に切り替えたい
- 2 請負を基本としつつ、業務量の変動に応じ派遣も活用したい
- 3 派遣を基本としつつ、一部の業務では請負も活用したい

問12 貴事業所に労働組合はありますか。

- 1 有
- 2 無

御協力ありがとうございました。